

## 山口県央部 1 市 4 町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山口県央部 1 市 4 町合併協議会規約第 1 3 条第 3 項の規定に基づき、山口県央部 1 市 4 町合併協議会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 山口県央部 1 市 4 町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第 3 条 事務局に事務局長、事務局次長、課長及びその他必要な職員を置く。

2 分掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

3 第 1 項に規定する事務局の職員（以下「職員」という。）は、山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町及び徳地町の職員をもって充てる。

(職員の職務)

第 4 条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、事務局の運営全般を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 課長は、課内の連絡調整を図り、分掌事務を総括管理し、所属する職員を指揮監督する。

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第 5 条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要綱等の制定改廃
- (5) その他特に重要であると判断される事項

( 専決事項 )

第 6 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇、時間外勤務命令及び休日勤務命令並びに旅行命令に関する  
こと。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

( 職員の服務 )

第 7 条 職員の服務及び勤務時間、その他の勤務条件については、それぞれの  
職員の属する市町の例によるものとする。ただし、勤務時間の割振り並びに  
休憩時間及び休息時間については、会長の属する市町の例によるものとする。

( 職員の給与等 )

第 8 条 職員の給与等については、それぞれが所属する市町が支給するものと  
する。

- 2 職員の出張旅費については、会長の属する市町の例により、協議会が支給  
するものとする。

( 公印の取扱い )

第 9 条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、用途及び数量は、別表  
第 2 のとおりとする。

- 2 協議会の公印の管理については、事務局長が行う。

( 委任 )

第 10 条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が  
別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 8 月 23 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

課 名	分 掌 事 務
総 務 課	(1) 協議会・幹事会の会議に関すること (2) 関係市町との連絡調整に関すること (3) 合併に係る広報広聴に関すること (4) 合併に係る資料の編纂に関すること (5) 庶務及び会計に関すること (6) 合併の諸手続きに関すること (7) 条例、規則の取扱いに関すること (8) 電算処理の取扱いに関すること
計画調整課	(1) 新市建設計画に関すること (2) 財政計画に関すること (3) 合併協定項目の調整に関すること (4) 専門部会・分科会に関すること

別表第2（第9条関係）

名 称	ひ な 形	寸 法	書 体	用 途	数 量
山口県央部 1市4町 合併協議会 会長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             会 合 一 山              長 併 市 口              之 協 四 県              印 議 町 央              会 部           </div>	方24	てん書	会長名 をもつ てする 文書	1